

# 介護とお金の関係



(有)向陽介護システムズ 代表 廣瀬 豊邦（主任介護支援専門員）

## 介護保険とは

- 介護保険は5つある社会保険の1つ

公金(税金)が投入される

- 保険者：市区町村

保険料や保険外サービスに違いがある

- 被保険者

①65歳以上以上（第1号被保険者）

②40歳以上65歳未満で、医療保険に加入しているもの（第2号被保険者）

※適法に3か月を超えて在留する40歳以上の外国人（中長期在留者等）は、住民基本台帳の対象となり、介護保険の被保険者となる。



# 介護保険料はどう決められる？

- 介護保険の財源は、国・都道府県・市区町村の公費負担が約半分で、残りが65歳以上の「第1号被保険者」と40歳から64歳の医療保険加入の「第2号被保険者」の保険料から成ります。

国:25%  
都道府県:12.5%  
市区町村:12.5%  
第1号被保険者:23%  
第2号被保険者:27%



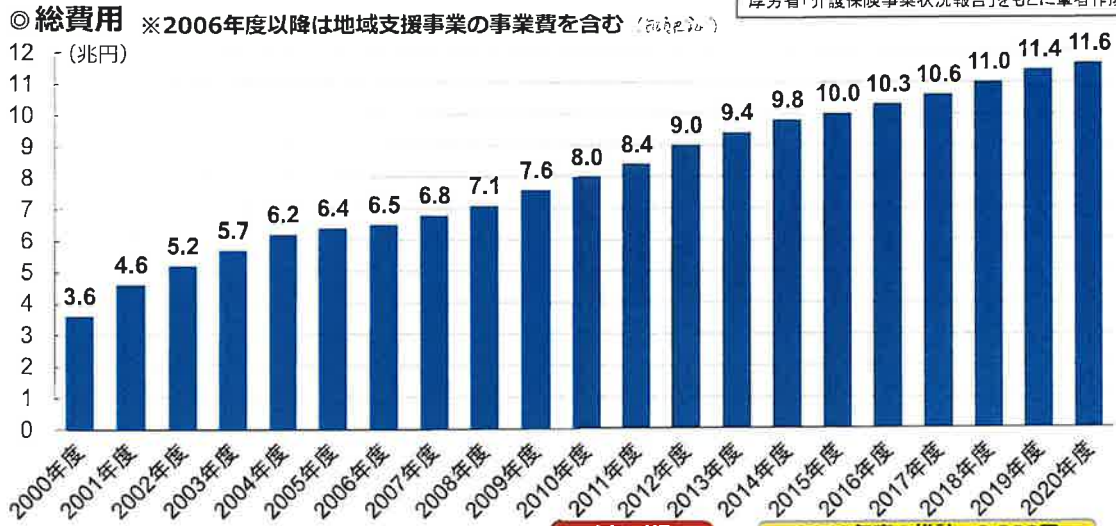
保険料段階	新宿区	杉並区	横浜市	川崎市	四日市市
第1段階	1,600円	1,870円	1,625円	1,894円	1,668円
第2段階	2,240円	2,500円	1,625円	1,894円	2,085円
第3段階	4,160円	4,540円	2,275円	2,526円	3,892円
第4段階	5,120円	5,250円	3,900円	4,420円	4,865円
第5段階	6,400円/月	6,200円/月	5,850円	5,683円	5,560円/月
第6段階	7,040円	6,550円	6,500円/月	6,315円/月	6,255円
第7段階	7,680円	7,400円	7,442.5円	7,262円	6,950円
第8段階	8,960円	8,700円	7,150円	7,893円	8,340円
第9段階	9,920円	10,000円	8,255円	9,473円	9,035円
第10段階	11,840円	11,700円	10,075円	10,419円	9,730円
第11段階	13,380円	13,650円	10,985円	11,051円	11,120円
第12段階	15,680円	15,500円	12,740円	12,630円	
第13段階	18,560円	16,750円	14,820円	13,893円	
第14段階	21,120円	18,600円	16,900円	15,156円	
第15段階	22,400円		18,200円	16,418円	
第16段階	23,680円		19,500円	17,682円	

**基準額**  
 本人が住民税非課税で  
 本人の前年の課税年金  
 収入額と合計所得金額  
 の合計が年間80万円  
 を超える

**全国平均**  
**6,014円**

# 介護保険の総費用額と保険料の推移

厚労省「介護保険事業状況報告」をもとに筆者作成



◎ 第1号保険料の基準額 (月額;全国平均;加重平均)



## 介護をめぐるお金の問題

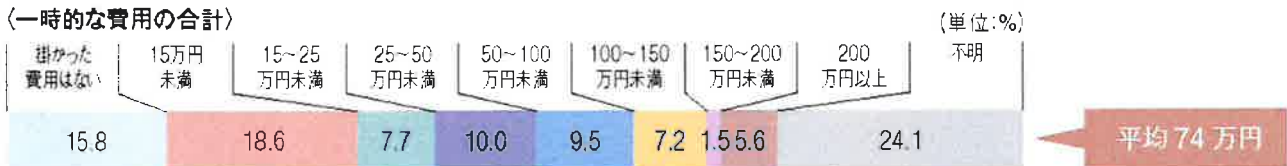
■ 介護にはどれぐらいの費用・期間がかかる? (生命保険文化センター「生命保険に関する全国実態調査」/2021年度)

住宅改造や介護用ベッドの購入費など**一時的な費用**の合計は**平均74万円**

月々の費用が**平均8.3万円**

● 介護に要した費用 (公的介護保険サービスの自己負担費用を含む)

(一時的な費用の合計)



(月々の費用)

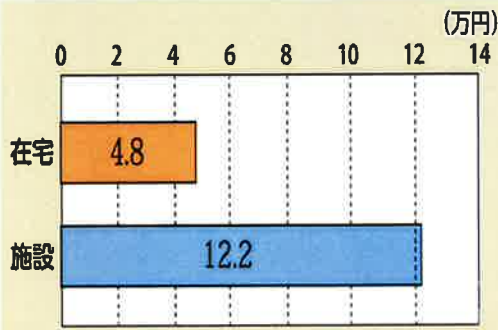


注: それぞれ「掛かった費用はない」、「支払った費用はない」を0円として平均を算出。

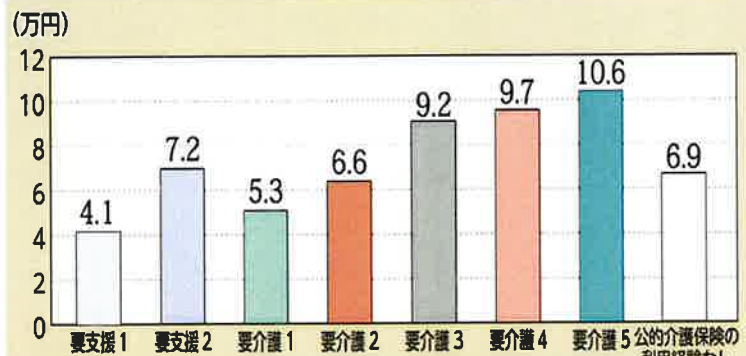
## 介護に要した費用(場所別・要介護別)

●介護を行った場所別介護費用(月額)

●要介護度別介護費用(月額)



・支払った費用がない人を0円として平均を算出しています。



・要支援1～要介護5については、公的介護保険の利用経験がある人の平均額です。  
・支払った費用がない人を0円として平均を算出しています。

介護に要した時間

.....

平均5年1か月

## 介護をめぐるお金の問題②

介護の費用

介護保険で使えるのは

1ヶ月内で使える  
介護保険の枠!

【例】要介護2(在宅で介護)

要介護等状態区分	区分支総限度額(月額)	
要支援1	5,032単位	約50,320円
要支援2	10,531単位	約105,310円
要介護1	16,765単位	約167,650円
要介護2	19,705単位	約197,050円
要介護3	27,048単位	約270,480円
要介護4	30,938単位	約309,380円
要介護5	36,217単位	約362,170円

介護サービスの単価は「単位」で表され、1単位は10円が原則。  
地域やサービス種類により、10円～11.4円の範囲があります。

週2回 訪問介護利用

○生活援助中心 1時間 248単位/回

○身体介護と生活援助 1時間30分 509単位/回

週3回 デイサービス利用

○5時間30分 670単位/回

令和3年10月実績 **12,102単位**

費用総額 149,558円

◆自己負担額 **29,912円**

(※負担割合 2割)

これに、デイサービスでの食費(昼食代、おやつ代)、レクリエーション実費などを負担する必要がある。

## 介護保険サービス利用時の自己負担(自己負担割合証)

前年度の収入に応じて

毎年 7月末までに住民票のある  
市区町村から送付されてくる

期間は1年(8月から翌年7月末)

自己負担割合 1割or2割or3割

サービス事業者に提示することが  
求められる

## 介護にかかるお金を把握する

要介護度		
介護保険サービスの支給限度額		
//	利用自己負担額	円
	訪問介護	円
	訪問看護	円
	居宅療養管理指導	円
	デイサービス/デイケア	円
	福祉用具レンタル	円
	その他	円
介護保険以外でかかる費用		円
	デイサービスの食費 他	円
	オムツ代 他	円
月にかかる費用 合計		円

### 高額介護サービス費制度

← 1ヶ月に支払った利用者負担の合計が負担限度額を超えたときは、超えた分が払い戻されます。

所得区分	自己負担上限額
課税所得690万円(年収約1,160万以上)	140,100円 (世帯)
課税所得380万円~690万円未満	93,000円 (世帯)
市町村民税課税~課税所得380万円未満	44,400円 (世帯)
世帯の全員が市町村民税非課税	24,600円 (世帯)
前年の公的年金等収入金額+その他の 合計所得金額の合計が80万円以下	24,600円 (世帯)
	15,000円 (個人)
生活保護受給者等	15,000円 (個人)

### 3. 介護をめぐるお金の問題の対処法②

施設系介護にかかる費用（目安）

- 特別養護老人ホーム 約13～20万円/月
- 老人保健施設 約16～25万円/月（利用期間に制限有り 6か月程度）
- グループホーム 約18～25万円/月
- 有料老人ホーム 約18～50万円/月＋介護保険自己負担分
- サービス付き高齢者住宅 約15～20万円＋介護費用

要介護度、多床室、個室、自己負担割合によってバラツキがある

一時金の支払い、部屋の大きさ、年齢等々により千差万別

### 3. 介護をめぐるお金の問題の対処法③

介護にかかる費用は誰が負担 ⇒ **本人**

◆本人預金は簡単には使えない。



- ①成年後見制度の活用
  - 法定後見（後見・保佐・補助）
  - 任意後見
- ②家族信託の活用
- ③代理人キャッシュカードの利用

死亡時だけでなく、認知症と分かれば口座が凍結される？！

#### 全国銀行協会の対応(2021春)

家族が本人との関係を示す戸籍抄本を示し、医療や介護などの用途が明確に確認できる場合は、銀行から直接振り込むなどして、出金にに応じている（銀行により温度差有）

## 介護保険サービス利用時の自己負担(自己負担割合証)

前年度の収入に応じて

毎年 7月末までに住民票のある  
市区町村から送付されてくる

期間は1年(8月から翌年7月末)

自己負担割合 1割or2割or3割

サービス事業者に提示することが  
求められる

## 介護度によって使えるサービス&注意点

	要介護等 状態区分	区分支給 限度額		留意点
介護給付	要介護5	36,217単位		介護度が高くなると 料金が上がるサービス※
	要介護4	30,938単位		
	要介護3	27,048単位	↑ 介護老人福祉施設(特養)申込	
	要介護2	19,705	↑ ※介護用ベッド/車椅子/床ずれ防止用具/体位変換器	
	要介護1	16,765		
予防給付	要支援2	10,531	↑ 認知症対応型共同生活介護(グループホーム)申込	※
	要支援1	5,032	↑ 住宅改修/福祉用具購入(ポータブルトイレ、入浴補助具他) 福祉用具レンタル(※を除く)	
事支地 業援域	非該当(自立)	(5,032)	(介護予防・日常生活支援総合事業)	

※ 特養/老健/有料老人ホーム/グループホーム/ショートステイ/ディサービス/ディケア

## 要介護3と認定されたAさんの事例

Aさん（男性75歳）は妻（70歳）との二人暮らし。1年前 Aさんは脳梗塞で倒れ、右半身の麻痺と軽度の言語障害が残り、要介護3と認定されました。土日は近隣に住む娘が手伝いに来てくれます。

### Aさんの1週間のケアプラン

	月	火	水	木	金	土	日
午前	ディケア	訪問介護	ディケア	訪問介護	ディケア	妻と娘で介護にあたる	
午後		訪問看護 ①		訪問看護 ②			

通所リハ（ディケア）	6時間～7時間未満、入浴介助あり	短期入所療養介護	老健へのショートステイ、土日×2回
訪問介護	排泄・着替えの介助（身体介助）	福祉用具貸与	車いすと介護用ベッド
訪問看護	① 血圧等の測定、脳梗塞再発防止の助言指導	特定福祉用具購入	ポータブルトイレ
	② 言語聴覚士による言語訓練	住宅改修	玄関と住宅内の段差解消

### 介護環境整備のための費用（内容）

内容	費用	年間10万円の枠 20万円（分割利用可）
特定福祉用具購入（ポータブルトイレ）	50,000円	
住宅改修費用（段差の解消）	180,000円	

### 1ヶ月の介護費用

1ヶ月の介護費用				1割負担	2割負担	3割負担
	単価	回数	月額	自己負担額		
通所リハ（デイリハ）	10,140円	月13回	131,820円	23,000円	46,000円	69,000円
訪問介護	3,960円	月9回	35,640円			
訪問看護	8,210円	月5回	41,050円			
	2,930円	月5回	14,650円			
ショートステイ	9,430円	月4日	37,720円			
福祉用具		月額	22,000円			
ア. サービスの利用合計額（介護費用総額※）			282,850円			
イ. 要介護度別の支給限度額（このケースは要介護3）			270,480円			
ウ. 支給限度額超過分（アイ）			12,370円	12,370円	12,370円	12,370円
				39,418円	56,770円	56,770円

※ これ以外に、ショートステイの滞在費・食費(ex 2,500円×4日、デイリハの食費やリクレーション費(ex 700円×13回)は介護保険対象外（全額自己負担）



### 3. 介護をめぐるお金の問題の対処法④

高額になると払い戻される医療費と介護サービス費

#### ◆ 高額介護サービス費制度

介護保険が適用される介護サービスを利用する際、自己負担割合は1～3割であるが、1ヶ月に支払った利用者負担の合計が上限額を超えると、超えた分が介護保険から支給される

#### ◆ 介護保険サービス費の自己負担上限額

所得区分	自己負担上限額（月額）
課税所得690万円（年収約1,160万円）以上	140,100円（世帯）
課税所得380万円（年収約770万円）～690万円未満	93,000円（世帯）
住民税課税世帯～課税所得380万円未満	44,400円（世帯）
住民税非課税世帯（前年の合計所得金額と公的年金収入額の合計が年間80万円以下）	24,600円（世帯）
	15,000円（個人）
生活保護受給者等	15,000円（個人）



#### ◆ 高額医療高額介護合算制度

1年間（毎年8月1日～翌年7月31日）の医療保険と介護保険の自己負担の合計額が医療保険上の世帯単位で、各所得区分に設定された限度額を超えた場合に、当該合計額から限度額を超えた額が、申請することで支給される。

#### ◆ 負担限度額

	70歳以上	70歳未満
年収約1160万円～	212万円	212万円
年収約770万円～約1160万円	141万円	141万円
年収約370万円～約770万円	67万円	67万円
年収約156万円～約370万円	56万円	60万円
Ⅱ 住民税非課税世帯	31万円	34万円
Ⅰ 住民税非課税世帯	19万円	



# 高額になると払い戻される医療費と介護サービス費

## 医療

### 高額療養費制度

- ・保険適用される診療に対して、患者が医療機関や薬局窓口で支払った**自己負担額を対象**として一定の上限額(自己負担限度額)を超えた場合、**申請**によって超えた分が払い戻される。
- ・**ひと月分**の支払い額が対象
- ・ひと月で**複数の病院での受診**や、**同じ世帯**の他の人がかかった医療費・院外処方代等の自己負担額を**合算**できる

### 入院

### 限度額適用認定証

- ・加入している保険者に**あらかじめ申請**をすることにより、1ヶ月(暦月)の病院への支払いを自己負担限度額までに軽減することができる。

## 介護

### 高額介護サービス費制度

- ・介護保険サービスを利用した際の、**ひと月**に支払った利用者負担の合計額が負担減額を超えた場合、**申請**によって超えた分が払い戻される。

### 高額介護合算療養費制度

- ・1年間(8月1日~翌年7月31日)の医療保険と介護保険の合計額が高額な場合、**申請**によって、限度を超えた分が払い戻される。

# 介護保険サービスと医療費控除

【医療費控除の対象となる介護費用】		
医療系サービス	施設入所費用	オムツ代
訪問看護	介護老人保健施設(老健)	※6か月以上寝たきりで医療機関が作成した「オムツ使用証明書」が必要。
訪問リハビリテーション	介護医療院	
通所リハビリテーション(デイリハ)	・施設入所費用のうち「介護サービス費、食費、住居費」が対象	
居宅療養管理指導		
短期入所療養介護(ショートステイ)	介護老人福祉施設(特養)	
<b>↓(条件付き) 医療系サービスを利用</b>	・特養は1/2	
訪問介護(身体介護のみ)		
訪問入浴		
通所介護(デイサービス)		
短期入所生活介護(ショートステイ)		